

鹿 児 島 県 公 報

平成29年7月4日（火）第3328号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 1
 ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止（社会福祉課取扱い） 1
 ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（社会福祉課取扱い） 2
 ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（3件）（社会福祉課取扱い） 2
 ○土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 3
 ○土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 3
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 4
- 公 告
- 一般競争入札公告（会計課取扱い） 5
- 監 査 委 員 公 表
- 監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局取扱い） 7
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 9
- 雑 報
- 平成29年度行政書士試験公告（一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第779号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年7月4日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
マリン薬局	大島郡徳之島町亀津5222番1	平成29年3月31日

鹿児島県告示第780号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

平成29年7月4日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	休止年月日
あおい歯科	いちき串木野市湊町三丁目117番	平成29年5月31日

鹿児島県告示第781号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成29年7月4日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
今給黎真吾	今給黎鍼灸院 始良市西餅田453-2	平成29年 5月1日	はり、きゅう

鹿児島県告示第782号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成29年7月4日

鹿児島県知事 三反園訓

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
のがた薬局 曾於郡大崎町野方6045番地10	所在地	曾於郡大崎町 野方6045番地 6	曾於郡大崎町 野方6045番地 10	平成29年 5月1日

鹿児島県告示第783号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成29年7月4日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
有限会社グループホーム加世田 南さつま市加世田本町50番地20	グループホーム加世田 南さつま市加世田本町50番地20	事業所の所在地	南さつま市加世田本町11番地2	南さつま市加世田本町50番地20	平成27年9月1日
株式会社フォレスト 曾於郡大崎町野方6045番地6	のがた薬局 曾於郡大崎町野方6045番地10	事業所の所在地	曾於郡大崎町野方6045番地6	曾於郡大崎町野方6045番地10	平成29年5月1日

鹿児島県告示第784号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

平成29年7月4日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
池田宏之	重富はりきゅう整体院 始良市平松3675番地1	施術所の名称	池田鍼灸院	重富はりきゅう整体院	平成29年5月1日
		施術所の所在地	始良市西餅田71番地12	始良市平松3675番地1	
池田理恵	重富はりきゅう整体院 始良市平松3675番地1	施術所の名称	池田鍼灸院	重富はりきゅう整体院	平成29年5月1日
		施術所の所在地	始良市西餅田71番地12	始良市平松3675番地1	

鹿児島県告示第785号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年7月4日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	天城町	急・カッタ川1，急・岡前半田1，急・前里1，急・拝神之原1，急・田川1，急・浅間半田1，急・前塔1，急・湾屋1，急・宇和良字1，急・登賀1，急・真瀬名1，急・真瀬名2，急・兼久1，急・兼久2，急・中組1，急・中組2，急・前組1，急・前組2，急・石原1，急・中組3，急・大井バル1，急・前田1，急・阿袋1，急・木瀬平1，急・長仁田1，急・当部前1，急・上田1，急・当部前2，急・野口1，急・又1，急・住木野1，急・住木野2，急・長仁田2及び急・野口2
	伊仙町	急・川原1，急・ハンタウ1，急・クウジ1，急・マスク1，急・西前田1，急・前様1，急・前田1，急・川嶺廻1，急・赤増1，急・ナベカリウ1，急・ナベカリウ2，急・ナベカリウ3，急・ナベカリウ4，急・ナベカリウ5，急・川東花1，急・黒石俣1，急・松ヶ俣1，急・松ヶ俣2，急・西松ヶ俣1，急・西松ヶ俣2，急・ハキウジ1，急・松ヶ俣3，急・松ヶ俣4，急・大嶺1，急・大嶺2，急・下大嶺1，急・下大嶺2，急・白真手次1，急・白真手次2，急・白真手次3，急・白真手次4，急・大嶺3，急・ハキウジ2及び急・西松ヶ俣3
土石流	伊仙町	土・川原1及び土・カワウエ1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第786号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年7月4日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	天城町	急・カッタ川1, 急・岡前半田1, 急・前里1, 急・拝神之原1, 急・田川1, 急・浅間半田1, 急・前塔1, 急・湾屋1, 急・宇和良字1, 急・登賀1, 急・真瀬名1, 急・真瀬名2, 急・兼久1, 急・兼久2, 急・中組1, 急・中組2, 急・前組1, 急・前組2, 急・石原1, 急・中組3, 急・大井バル1, 急・前田1, 急・阿袋1, 急・木瀬平1, 急・長仁田1, 急・当部前1, 急・上田1, 急・当部前2, 急・野口1, 急・又1, 急・住木野1, 急・住木野2, 急・長仁田2及び急・野口2
	伊仙町	急・川原1, 急・ハンタウ1, 急・クウジ1, 急・マスキ1, 急・西前田1, 急・前様1, 急・前田1, 急・川嶺廻1, 急・赤増1, 急・ナベカリウ1, 急・ナベカリウ2, 急・ナベカリウ3, 急・ナベカリウ4, 急・ナベカリウ5, 急・川東花1, 急・黒石俣1, 急・松ヶ俣1, 急・松ヶ俣2, 急・西松ヶ俣1, 急・西松ヶ俣2, 急・ハキウジ1, 急・松ヶ俣3, 急・松ヶ俣4, 急・大嶺1, 急・大嶺2, 急・下大嶺1, 急・下大嶺2, 急・白真手次1, 急・白真手次2, 急・白真手次3, 急・白真手次4, 急・大嶺3, 急・ハキウジ2及び急・西松ヶ俣3
土石流	伊仙町	土・川原1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島地域振興局告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年7月4日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
そらのこキッズ	鹿児島市星ヶ峯二丁目37番8号	特定非営利活動法人たけのこキッズ	鹿児島市春山町1218番地1	坂上 竜次	平成29年4月1日	児童発達支援
たけのこキッズ児童発達支援センター	鹿児島市春山町1217番地1	特定非営利活動法人たけのこキッズ	鹿児島市春山町1218番地1	坂上 竜次	平成29年4月1日	放課後等デイサービス
ふるさとの森ひろば2	日置市東市来町湯田7106番地2	社会福祉法人信成会	日置市東市来町湯田字平原7107番地8	河野 史代	平成29年4月1日	放課後等デイサービス
たけのこキッズⅡ	鹿児島市春山町1218番地1	特定非営利活動法人たけのこキッズ	鹿児島市春山町1218番地1	坂上 竜次	平成29年4月1日	保育所等訪問支援
キッズスペース・フローラ	鹿児島市武岡五丁目15番15号	合同会社フローラ	鹿児島市東坂元二丁目4番16号	上川路正信	平成29年4月20日	児童発達支援

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年7月4日

鹿児島県警察本部長 河野真

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
遺失物管理システムの賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成29年12月31日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年7月4日から同月21日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に

間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年8月21日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年8月22日午前11時
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (ア) 交付場所 (2)に同じ。
(イ) 交付期限 平成29年7月25日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又

は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110（内線2232）
ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Lost and found management system:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
31 December 2017
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 21 August 2017
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第7号

平成29年3月24日付け監査第114号の監査結果に基づき、平成29年6月8日付け鹿公委会第1号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年7月4日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大藪 豊
同	藤崎 剛
同	成尾信春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
高速道路交通警察隊 日置警察署 伊佐警察署	公用車の物品事故により、損害が発生している。	1 安全運転技能を向上させ、公務中の交通事故の絶無を期すことを目的とする県下警察安全運転競技大会を開催した。
鹿児島中央警察署 鹿児島南警察署 南さつま警察署 霧島警察署 鹿屋警察署	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。	2 警察学校初任科生に対し、安全運転意識の醸成を図り、公務中の交通事故の絶無を期すことを目的とする四輪自動車運転訓練を実施した。 3 若手職員を対象に、運転技術の向上を目的として運転訓練及び車両点検要領の教養を実施した。
鹿児島中央警察署 鹿児島西警察署 鹿児島南警察署 指宿警察署 いちき串木野警察署 さつま警察署 出水警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。	4 事故当事者に対し、再発防止のための個別指導及び運転訓練を実施した。 5 朝礼や全体会議等において、幹部による指示及び指導教養を実施した。 6 定期的な車両点検及び車両清掃を実施し、車両の適正管理を徹底した。 7 安全運転五則の唱和及びヒヤリ・ハット体験スピーチを実施し、交通安全意識の向上を図った。
薩摩川内警察署 霧島警察署	交通事故が複数あり、公用車等に多額の損害が発生している。	
枕崎警察署 日置警察署 始良警察署 鹿屋警察署 種子島警察署 徳之島警察署	交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。	
曾於警察署	交通事故により、公用車に損害が発生している。	
鹿児島中央警察署	パソコンの物品事故により、損害が発生している。	1 事故当事者に対し、再発防止を指示した。 2 朝礼や全体会議等において幹部による指示及び指導教養を実施した。
鹿屋警察署	パソコン等の物品事故が複数あり、損害が発生している。	3 物品損傷事故防止対策について教養資料を発出した。
鹿児島南警察署	証拠物件車両に損害を与える事故が発生している。	1 証拠物件車両は、風の影響を受けない屋内に保管することとした。 2 証拠物件車両をブルーシート等で覆う場合は、車両に密着させ、紐で確実に結束することとした。
志布志警察署	平成27年度に支払うべき赴任旅費を、平成28年度に支払っているものがある。	事務処理担当者及びそれ以外の複数人による確認、チェックを行うこととした。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第75号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年7月4日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR無双OROCHIWITH	株式会社サンスリー	7P0636
回胴式遊技機	ワンバーワン/S2	ベルコ株式会社	7S0683

雑 報

平成29年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鹿児島県知事の委任に係る平成29年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成29年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部力

1 試験の期日

平成29年11月12日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

- (1) 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町6番10号）
- (2) 鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法，行政法（行政法の一般的な法理論，行政手続法，行政不服審査法，行政事件訴訟法，国家賠償法及び地方自治法を中心とする。），民法，商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し，法令については，平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会，情報通信・個人情報保護，文章理解の中から出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は，筆記試験により行う。

イ 出題の形式は，「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式，「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式により行う。

* 記述式は，40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること。平成29年9月8日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

- (ア) 受験願書（顔写真貼付，受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）
- (イ) 行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等（対象者のみ）

エ 受験手数料

7,000円（払込み方法については，試験案内に掲載する。なお，払込みに要する費用は，受験申込者の負担となる。）

オ 試験案内及び受験願書の配布方法，配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において，平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）までの間，配布する。なお，郵送を希望する場合は，住所，氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角2号：横240mm，縦332mm，A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ）に，郵便切手140円分を貼付し，一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（請求宛先：郵便番号252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留）又は鹿児島県総務部市町村課（請求宛先：郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号）へ郵便で請求すること（平成29年9月1日（金）までに必着のこと）。

- (ア) 一般財団法人行政書士試験研究センター
- (イ) 鹿児島県総務部市町村課
- (ウ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課（鹿児島市小川町3番56号）
- (エ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課（南さつま市加世田東本町8番地13）
- (オ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課（薩摩川内市神田町1番22号）
- (カ) 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課（始良市加治木町諏訪町12番地）
- (キ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課（鹿屋市打馬二丁目16番6号）
- (ク) 熊毛支庁総務企画部総務企画課（西之表市西之表7590番地）
- (ケ) 大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号）
- (コ) 鹿児島県行政書士会（鹿児島市与次郎二丁目4番35号 K S C 鴨池ビル202号室）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

平成29年8月7日（月）午前9時から同年9月5日（火）午後5時まで

- (ア) インターネットによる受験申込みは，平成29年9月5日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと，たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。
- (イ) この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能である。入力方法等手続の詳細については，一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし，確認すること。
- (ウ) 受付最終日（平成29年9月5日（火））は混雑が予想されるため，余裕を持って申し込むこと。

イ 受験手数料の払込み

- (ア) 受験手数料（7,000円）は，クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。なお，払込みに要する費用は，受験申込者の負担となる。
- (イ) 利用できるクレジットカード
VISA, Master, UC, JCB, アメリカン・エクスプレス, Diners
- (ウ) 利用できるコンビニエンスストア
セブン-イレブン, ローソン, ファミリーマート, セイコーマート, サークルK, サンクス, ミニストップ, デイリーヤマザキ, ヤマザキデイリーストア, スリーエフ
- (エ) 一旦払い込まれた受験手数料は，原則として返還しない。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方は，障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講じることがあるので，受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること。

6 合格発表の日時及び発表方法

(1) 合格発表日時

平成30年1月31日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

7 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700